

森有礼とホーレス・マン

—庶民教育と教師養成について（後篇）—

秋枝蕭子

〔二〕教師觀及び教師養成について

(一)期待される教師像

前篇において、十九世紀アメリカ最大の教育行政家であ

り、且つ「公教育の父」と称せられたホーレス・マンが、近代日本の初代文部大臣として戦前の教育行政に強大な足跡を残した森有礼に対し、特にその青年期に大きな影響を与えた、教育事業こそは「國家の命運を形成する仕事^(註1)である」と深く感銘させ、さらに普通教育の成否を決めるものとして教師養成問題を重視させたことに関連して、まずマン及び森が、その前提として、一般庶民ないし庶民教育（普通教育）をいかに観じていたかについて比較論述した。後篇の本稿においては、マン及び森が、普通教育の推進者としての教師に對して如何なる期待を有していたか、またその養成機関としての師範学校をどのように重視し運営しようとしたかについて比較検討してゆきたい。

従つてマンが教師に求めるところは至大至重である。同

(A)教師の適性・資質について

一八三七年七月一日、マサチューセッツ州初代教育長に就任したマンは、教育委員会の取組むべき基本課題の一つとして、教師の適性・資質問題をあげ、早速第一年報中で、期待される教師像についての彼の見解を述べ、「学校繁栄の成因の一つは教師の適性である」「教師の適性問題こそ、単に推量でなく、厳粛に熟考されねばならない。」：農夫の収穫にとっての種子と同様、教師は学校生徒にとって不可欠のものである。いな、むしろ、より以上に大切なものである。つまり種子と共に栽培の意味も兼ねるからである」と述べ、教師の資質如何によつて、彼は偉大な働きをなすかもしれないし、また反対に、償いがたいほど大きな害をもなすだろうと警告した。

年報の中で彼はさらに次の如く述べている。「教えること(teaching)は、凡ゆる学芸の中で最も難しい技であり、凡ゆる科学の中で最も深遠なものである。その完璧な形においては、教育対象者についての完全な知識と、凡ゆる可能な應用が用いられるような適確な方法についての完全な知識を含むものであり、云いかえれば、個人々々の凡ゆる能力や可能性を、それぞれの正確な比率や関連と共に、完全に熟知し、且つ時々刻々変容する状況に応じて、膨大な教育方法の中から、最も適確な方法を選択・適応する知識を兼ねそなえねばならない。より限定された実際的意味では、身体的・知的・道徳的成長についての基本法則と、目前の結果のみでなく、遠い将来への結果をも予測し得るだけの方法への知識を必要とする」^(註6)といふ、教師に、単なる知識的技術のみでなく、哲學的敏知(philosophic sagacity)^(註7)をも兼ねそなえた完全な人物を期待した。また「教師は生徒達にとって、礼節・秩序・寛仁・正義・情愛の生きた手本(living lesson)であり、たとえ直接これらの原理を教授しなくとも、彼等の存在例そのもので、道徳の感覚を注ぎ込み、教化することが出来る人物」^(註8)であることを期待した。つまり、教師は知識においても、徳性においても、完璧な人物であることが求められたのであり、「教師たるもののは、世間一般の世論が要求するだけ優良であれ」^(註9)ともいっている。

では、このように完全な人物であることを期待された教師は、具体的には、いかなる資質ないし条件を身につければならないのであろうか。第四年報において、マンは教師に求められる具体的条件として次の諸要素をあげている。
①教授科目の知識の十分な把握——知識を断片的に記憶するのではなく、完全に咀嚼して自己のものとし、自由自在に駆使出来ること、②教授方法の能力——生徒の理解程度を察知し、次のステップを明察し、生徒をリードして新たな真理を発見さすよう導く能力、③学校管理と訓育の能力——クラス編成や秩序維持の能力及び適切な訓育指導能力、④善良な行動——悪からの消極的節制のみでなく、積極的善行動へと生徒を導くよう彼等の鏡となること、⑤道徳的性格——頭の頂点から足裏に至るまで道徳の衣に包まれていふこと(clothed, from the crown of his head to the sole of his foot, in garments of virtue)^(註14)等、かれに「教授能力においても、道徳的性情においても生きた手本(a living example)となる」人物、即ち最高級のスーパー・マン的完全無欠な人物を以て教師の適性・資質と期待したのである。

以上の如きマンの教師の適性観に対し、森有礼の方は、いかなる適性・資質を教師に期待したのであろうか。森が文相在任中、極めて精力的に日本各地を巡視して演説したことは有名であるが、その中で、しばしば言及した教師像

は、驚くほどマンのそれに似通うものであった。文相就任間もない明治十八年十二月、埼玉県尋常師範学校で行なった演説中で、「若シ学校ニシテ教員其人ヲ得ザレバ、從令資金饒カナリト雖モ器具備ハルト雖、普通教育決シテ其功ヲ奏スルヲ得ズ、普通教育其功ヲ奏スルハ教員其人ヲ得ルニ在ルノミ、然ラバ則チ教員タルモノハ實ニ重大ノ局ニ當レり、即チ普通教育ヲ其一身ニ負擔スルモノト云フモ可ナラン」^(註16)と、普通教育における教師の任務の重大さを指摘したが、同様の趣旨は他でも見られ、例えば、明治二十年十一月、京都府での説示中でも「教員ハ教育ノ骨體（體？）タリ、教育ノ如何ハ実ニ教員ノ良否ニ関ス」^(註17)と述べている。

このように森が重視した教師の適性・資質について、森もまたマンと同様に、人の模範たるべき人物、完璧な人物であることを要求した。即ち、「万欠失ナキ人物」^(註18)、「学力人物具ニ完全ナル人」^(註19)、「己ノ言行ヲ以テ人ノ模範ト為ルベキ程ノモノ」^(註20)、「人ノ模範タルベキモノニシテ實ニ貴重ノ人物」^(註21)、「慥ナル人物」^(註22)、「正確ナル人物」等、学力・人物共に完全な人物を期待したのである。

しかし乍ら、森の場合、より厳密にみると、普通教育の教師においては、知的能力より、むしろ人物第一主義を要求した。このことは、前篇の「庶民教育觀」の中で、庶民教育には学芸より、人物薰陶を主とすべしと主張したことと表裏一体をなすものであった。「……教員ト為リテ少年

子弟ヲ教養スルニハ芸能ハ寧口第二ニシテ人物ノ第一タルヲ要ス」^(註24)（芸能とは、森の場合、読書算等の知識を意味していた。）「何程学科ニ長ジ又其教授ヲ善クスルモ、其人トナリ若シ善良ナラズンバ其学科ノ功能何クニアル、……格段ニ伶利ナラズトモ善良ノ人ニテアレバ、能ク事物ヲ整理スルモノナリ……到底善良ノ人物ニアラズンバ資格ヲ備ヘタル教員ト云フヲ得ズ」^(註25)、「善良ナル教員トハ何ゾヤ、即チ正確ナル人物是ノミ」^(註26)、「善良ナル教員トハ人ノ模範タルベキ資格ヲ具シ、善ク教務ニ盡力スルモノヲ云フ」^(註27)等、普通教育の教師には、人物第一の眞面目教師を要求したのである。

では、この様に期待されるべき教師の資質として、森は具体的にどのような条件を備えるべきと考えたのだろうか。埼玉県師範学校での説示中で、彼はきわめてユニークな、教師に必要な三氣質を指摘した。即ち、「従順」、「友情」、「威儀」の三個条または三順序といい、それぞれを解説して、要旨次の如く述べた。「従順」とは「唯命是レ従フト云フ義」であり、具体的には、県令の信任を受け、従つて誤りなき人物の筈である校長の命令を遵奉することであるといつている。「友情」とは「相助クルノ情」、「友誼ノ情」であり、友情深ければ篤厚の風俗となつて、真正の文明を示すと説明している。第三の「威儀」とは、人の命令に従うにも、人に命令するにも共に必要な要素であり、

教育の大目的にすぐあると述べてゐる。^(註2)この「従順」、

「友情」、「威儀」の語は、後に元田永孚の意見を入れて、より自立的な職業が他にあるか^(註3)等、当時の彼の日記は、教育職の重要な、崇高なに「順良」、「信愛」、「威重」と変更されたが、森は教師に三

気質の養成を通して命令一服従の「タテ社会」の倫理觀を強く要求したと考えられるのである。何故なら、第一条件の「友情」についても、後に「教師養成実践」の項でも述べる予定の、^(註4) 気質養成の責道具としての「兵式体操」の説明の中で、「友情」を隊伍中の伍長が「一伍ノ為メア思ハ心ヲ労シ情ヲ厚ク^(註5)」することと説明し、隊長の部下への情愛であつて、隊員相互間の平等な友情を意味していないからである。

(B) 教師の「聖職」觀について

一八二七年、マンが初代マサチューセッツ州教育長に選出された時、彼はその重責に対し、文字通り、決死の覚悟を血に誓つた。彼は「口に亘りて口記の上に、「殉教者の精神 (the spirit of martyr)」「血^(註6)放棄の精神 (the spirit of self-abandonment)」「血^(註7)聖性の精神 (a self-sacrificing spirit)」^(註8)」との教會の偉業に献身する誓約を結つてゐるが、彼は既にこの誓約で、教育の仕事は、世間一般の仕事とは異なつた高い次元の仕事であると信じていた。「私がこの職に就く限り、この地上で人類の福祉に対する最も崇高的な仕事にこの身を捧げねばならぬ……」^(註9)「私の新

しい仕事=教育事業より）より純粹で、より高尚で、より直接に善を志向し、それ故、より自立的な職業が他にあるか^(註10)等、当時の彼の日記は、教育職の重要な、崇高なにしての彼の信念を、しばしば示してゐる。

従つてマンは、教師たるんとする者に於し「普通の職業にねかるより、より高い行動の動機 (higher motives of action) をもつ」^(註11) ことを既に第一年報に於いて挙げ、第一年報では教區職を「最も難しき、且つ神を捧げる仕事を (the most difficult and dedicate task)」^(註12) 栄したが、その後の年報でも、教區職の崇高なる、神聖なを繰返し強調しているのである。誠に、「何よりも最も聖なる重要な場所 (a place, second in importance to none)」、「より崇高なる聖職 (loftier and more sacred attribute)^(註13)」

「この聖なる職業 (this sacred calling)」「教區職の聖職 (the sacredness of the teacher's profession)」「この神聖な仕事 (this sacred work)^(註14)」^(註15) 等々、如实地「聖職」の語が散見されるが、殊に教區職の動機として語られて第九年報には、「困難な、且つ聖なる義務 (arduous and sacred duties)^(註16)」「称讃すべき聖なる使命 (the laudable and sacred purpose)^(註17)」「教區の聖なる職務 (the sacred office of a teacher)^(註18)」等、"sacred" の語が多く用いられ、「人類の精神の指導者 (教區)」には最高の資質・才識を有する者種が選び抜かれるべきだ……」^(註19) 十共産

の世話、即ち偉大な思想や、優れた感情や、深い愛情を育てるには、最高の才能と努力と天才が必要である」と主張して、アメリカ社会で伝統的に最も高く評価されている医者や法律家達よりも、教師の方が、より崇高な職業クラス(註44)であるべきとまで断言しているのである。

以上、マンが教師職を他のいかなる職業よりも優って神圣な職と考えたことは明白であるが、では森は教職をどのように観じたのであらうか。

森が、明治十八年（一八八五）、初代文部大臣に任命された時、彼もまた、「自警」と題する文章の中で「…終にして其職に死するの精神覚悟あるを要す」と自らに誓ったのである。然して森は、彼自らが決死の覚悟を持った教育事業に、一般の教師達もまた、決死的献身をなすことを期待したのである。「教員ノ職務ハ至難ノ事業ニシテ、尋常ノ職業トハ大ニ其性質ヲ異ニ(註45)」すると説き、従つて「生命ヲ抛ッテ教育ノ為メニ盡力スルノ決意アラザルベカラズ」、或は「生涯教育ノ奴隸トナリテ盡力セザル可ラザル至難ノ重任ヲ負フモノナリ(註46)」と滅私奉公を求め、さらに「今後ノ教員タルモノハ教育ノ僧侶ト云フベキモノニシテ、一心不乱教育ヲ本尊トシテ從事セザルベカラズ」、或は「：師範学校ノ卒業生ハ教育ノ僧侶ト云テ可ナルモノナリ、……教育事業ヲ本尊トシ、教育ニ樂シミ教育ニ苦シミ一身拳ゲテ

教育ト終始シ而テ己ノ言行ヲ以テ生徒ノ儀範トナルベキモノナリ(註50)」等と、宗教的境地で教育事業に献身することを求めたのである。森は「聖職」の語は用いていないが、実感において、まさに「聖職」意識を以て、教育に挺身することを期待したのである。

しかし、他方において、森は前篇で述べた如く、学問と教育を分離し、高度の学問は大学の専管とし、また大学卒業者や、その予備門たる高等学校卒業者等は「社会上流ノ仲間ニ入ルベキ人(註51)」であり、「社会多數ノ思想ヲ左右スル(註52)」指導者、ないしは「後來日本ノ權力ヲ掌握スルモノ(註53)」として別に高く据え、一方、小学校等の「中等以下ノモノヲ教育スル所(註54)」の普通教育の教師は「将来隆盛ナル國家ヲ組立ル土台下ニ埋立ル小石ニ供セラルモノナリ」と社会的に低い地位に甘んじさせ、文字通り「無頭ノ重職ニ任スル者(註55)」であることを要求したのであり、マンが教師職を社会的に最高の位置付けをしたのとは対象的であったのである。

（C）宗教及び政治問題について

前篇において、マン及び森が、宗教及び政治問題を、教育の場において、いかに考え且つ扱つたかについて、既に、ふれたのであるが、このことは、それらの問題を、実際に扱う教師のあり方を当然含んでいた。本項においては出来るだけ重複を避けながら、マン及び森が、宗教及び政治

に關する問題に關連して、教師にどのような姿勢・態度を期待したか、要点を述べることにする。

マン自身の宗教觀については、前に拙稿「森有礼とホーレス・マンー「宗教自由論」を中心として」の中で簡単に記したことがあるが、彼は少年期及び青年期の体験から、ニュー・イングランド特有の厳しいカルヴァニズムの偏狭で強制的な教派に対し、強い疑問と怒りを感じていて、信教の問題は個人の良心の権利であり、個人の判断、個人の責任の問題であり、且つ「厳密に宗教的な権利は市民政府の管轄を越えたものであり、神の支配の管轄に属するものである」^(註59)として、公教育の中に教派的宗教教育が入るのに反対し、多くの教派からの抗撃にかかわらず、教育長時代の十二年間を通して、公教育の教派からの中立を主張しつづけた。尤も、マサチューセッツ州に於いては一八二六年の法律によって、公立学校での、特定教派を支持する教科書の使用禁止が定められていて、マンの主張は決して彼独自のものではなかったが、実情は法律無視の教派的教育が各地で行なわれていて、マンは第一年報から、最後の第十二年報に至るまで、繰返し繰返し、その偏った独断的な教派的教育の危険性を指摘し続けたのである。

しかしながら、同時にマンは、教派的偏向のない宗教々育ないし道徳教育の必要を絶えず強調し、その共通の道徳基盤として、「キリスト教義の承認された解説書」^(註60)として

聖書の素読（教派的解説なしの）を奨励し、さらに教師達に対し、マサチューセッツ州における「教員心得」法規を引用しつつ、キリスト教的道徳義務を年少者達に教えることを要求した。即ち「青少年を教育する凡ての教師達は、彼等の世話や教育に委ねられた児童及び青少年達の心に、人間社会の飾となり、共和国憲法の基盤となつてているところの、敬神、正義、真理尊重の原理や、祖国愛、人類愛、宇宙愛、謹直、勤勉、節約、純潔、節制、禁酒、その他の德目を印象づけるよう最善の努力をすること、また彼等の生徒達に、その年令・能力に応じて、上記の德目の向うところは、共和国憲法の保障、並びに彼等の将来の幸福の増進にあることを理解させ、それらに反対することは惡へ向うことになると指摘することが義務づけられている」と述べ、これらの德目はまさにキリスト教の道徳であり、またこれらの法の目的は、明らかに宗教教育が信教の自由と両立することを保障している、と述べているのである。^(註61)

他方、森にとっては、宗教は道徳とは次元の異なるものとして認識され、また、仏教、神道、儒教、キリスト教等、全く異質の宗教が混在している日本において、共通の宗教的基盤は考えられず、従つて彼は、基本的人権としての信教の自由は認めながら、現実組織としての宗教は凡て宗門または宗派として、教育の場から排除した。即ち「教員其人ニ於テハ何ニ帰向スルモ國家ニ害ナキ以上ハ固ヨリ

隨意ナリト雖モ、若夫レ之ヲ大ナル中学校小学の幼年生徒ニ傳ヒ教フルモノトセンカ、是レ未タ思想独立セザルモノヲ教員自己ノ信仰スル所ノモノニ色染セントスルモノニシテ、更ニ学校教育ノ目的ヲ辨知セザルノミナラズ、亦生徒ノ宗教心ノ自由発達ヲモ妨害スルモノナリ、斯ノ如キ教員ハ須ラク免職セザル可^(註62)「ラズ」ときわめて厳しい態度で、教師に宗教々育を禁じたのである。

次に政治問題に関するマンと森の立場を比較してみよう。前篇においてもふれた如く、マンは人類が無知から解放された時、即ち凡ての人間に教育がゆきわたった時、社会は人為的差別が除かれて平等となり、また社会の政治的諸矛盾、諸悪も解消し、さらに個人の富も、国富も増大し、アメリカ共和政体は安全となると考え、教育こそは何ものにもまさつて政治的安全保障になると考へた。これは極めて樂観的な理想主義的政治觀であるが、その底には共和政体と、教育の力に対するマンの限りない信頼感があつたのである。従つて彼は、「凡ての人々により承認され、信頼され、且つ我々の政治的信念の共通の基盤となつている共和政治の信条の諸条項が凡てに教えられねばならぬ」とし、より具体的には、合衆国憲法やマサユーセツツ州憲法、立法・司法・行政の三権分立、選挙方法、官吏任命方法、訴訟や投票の義務等が公立学校で教えられねばならないとした。^(註63)^(註64)

しかしながら、同時にマンは、政争の学校内への侵入を強く恐れ、教師達が、特定政党に好意的である理由で採用されたり、或はその為、心にもない態度をとる危険を指摘^(註65)し、政派論争または政派的解釈を排除すべきことを主張し、前記の共和政体の基本法の授業においても、もし条項中論争あるものがあれば、教師は批判や意見をさしはさまず、条文のみを読むべきであるといつてゐる。^(註66)また、マン自身は熱心な奴隸制廃止主義者であり、後に教育長職を辞して連邦議会に入り、奴隸制廃止のチャンピオンとして活躍したが、そのマン自ら、公学校に奴隸論争や他の政争が入るのを厳にいましめ、学校及び教師をして厳正中立の場を守らせることを主張したのである。

森もまた、既に前篇で述べたごとく、政党派性の教育の場からの排除を主張し、教師に対しても、個人として政治思想を有することは当然としながらも、彼等が政談をなすばかりでなく政談演説会に出席することすら禁じ、まして直接・間接に生徒達に政党色の影響を与える教師は免職にすべし、とまで厳しく教師への政治規制を行なつた。

しかしながら、一方で森は、忠君愛国の国家意識を全国民の骨髄に入れ、「最下等ノ人民ニ迄要スル所ノ品位ヲ一定ナラシメ^(註68)」ることを教育の目的と考え、その国家意識養成の責任を教師に求め、教師自らが熾烈な国家意識を持つことを要求したのである。青年期から屢々海外に出て、当

時の先進西洋諸国が、後進東洋諸国に抱く露骨な侵略慾を熟知していた森の腦中には、絶えず日本国家の独立保全と、先進国へ追付き追越せの意識が燃えていたのであり、既述の埼玉師範学校での演説中で「苟クモ日本男子タランモノハ我日本國力は迄三等ノ地位ニアレバ二等ニ進メ、二等ニアラバ一等ノ地位ニ進メ、遂ニハ万國ノ冠タランヲ勉メザルベカラズ」と、将来の教師たるべき師範生徒を叱咤鞭撻したことは有名である。また大阪でも師範生徒に向つて「^(註6)日本将来ノ國勢ヲ挽回スル犠牲トナリテ教育ニ従事スベシ」と号令したが、その他の所でもしばしば教育事業に挺身して國に殉ぜよと説き、さらに彼の死の直前でも「^(註7)…学問教育ニ職ヲ奉スル者ノ本尊ハ國家ニシテ、國家ヲ本尊トスル心志ノ浅乏ナル者ハ其職員タル資格ヲ有セス」と、国家中心主義の教育姿勢を教師等に要求したのである。

(D) 女教師観について

マン及び森が、当時の一般世論とはかけ離れて、女子教育を重んじ、また女教師を高く評価したことについては、嘗て拙稿「森有礼と女子教育——ホーレス・マンとの関係」において論じたのであるが、本稿においては、その要點を略記することにする。

マンが女教師を天然の教師として、男教師以上に高く評価し、彼女達に多大の期待をよせ、後述の彼が創始したア

メリカ最初の公立師範学校も主として女教師養成を目指したものであったことは、当時の一般的女性軽視の風潮の中では、まことに特異な考え方であった。

マンのこのような高い女教師評価の背景には、彼をとりまく身近な女性達、即ち母及び第一、第二の妻達がいずれも優れた資質の女性達であり、或は静かで敬虔な母性愛で、或は清純典雅な天性で（第一の妻シャーロット）、或は聰明な理解と深い愛情で（第二の妻メアリー）彼に直接・間接に大きな影響を与えたことと、教育長時代のマンの教育视察旅行の際、常に熱心に応えたのが女教師達であること、さらに一女教師 Miss Edgeworth の著書 “Practical Education” に強い感銘を受けたことなどが、実感としてマンに女教師への信頼と期待とを抱かせたと考えられるのである。

が、^(註8) 第四年報において既に女教師養成問題が勧告されているが、第二年報において既に女教師養成問題が勧告されているが、第四年報において、マンは特に「女教師について」の一項を設けて、「女教師の方が男教師より、児童教育において比較にならぬほど優秀であることは疑う余地がない」と報告し、その理由として、女性は男性に比して、より柔和な態度、より強い母性本能で子供達を楽しませること、将来の名声や富に対する野心がより少ないと、従つて現在の仕事（教師職）に専心出来ること、より純粹な徳性を有し、男性に比して冒瀆、飲酒、詐欺等の犯罪率も1/20で

あること、さらに女教師は権力より徳性により、また穏やかな説得力により男生徒をも命令に従えさせやすい等と述べている。^(註76)

以後、殆んど各年報において、マンは女教師の優秀性、有益性を強調しているのであるが、殊に第八年報に於て彼は、過去の女性達の多くは、無教育だったが故に、男性の奴隸化、また玩具化していたことを指摘し、彼女等に自覚と教育を与えることによつて、彼女達を高い道徳的優位性を以て優れた仕事に従事させることができると説き、特に人類の洗練と純化にかかる教師職ほど、彼女等に適し且つ名譽ある仕事が他にあろうか、また女性こそ、その体质・能力・性情から、この崇高な仕事（教師職）に適するよう神から造られているのではなかろうかと問い合わせているのである。^(註77)

さらに第九年報では、マンが教育長就任初期の頃にみられた女教師に対する世間一般の反対の声が、既に女教師の優秀性の実証の前に、沈黙してしまったと報告するとともに、女教師の優秀性・適任性を自信を以て主張しているが、最後の第十二年報でも、人類を文化的に高め、洗練し、純化する者としての女性の卓越した資質に限りない期待と満足を表明している。^(註78)

このようなマンの女教師に対する絶大な期待は、後に（一八五二年）彼がオハイヨ州アンティオク大学の初代学

長に迎えられた時、その教授陣に、アメリカで最初の女性教授二名を加えたことにもうかがわれるが、その同じ年、シラキュースで行なわれた講演の中でも、マンは次の如く宣言したのである「私は力をこめて云いたい——教育は女性の仕事である、つまり女性の王国であり、女性能力の王杖であり、女性の栄誉の王冠である」。^(註80)

翻つて、森の女子教育觀ないし女教師觀を見る時、そこにはマンのそれに共通したものが多く見出して驚かされるのである。かつて青年外交官としての森が駐米時代「最熱心に講究せしは女子教育に在り、蓋女子は所謂教育の母にして邦家隆替の源、實に此に発すればなり」とその伝記が伝えるところも、滯米中の森がマンの思考に影響されてのことではなかつたかと想像されるのであるが、帰朝後間もなく発表した「妻妾論」の中で、彼は從来の日本の女性達が男性の「奴隸化」ないし「遊具化」していたことを憤慨し、彼女等に適切な教育を与えれば、潜在する「愛力」を活用してその「徳沢」を大にすることが出来ると説いたのは、前述の如くマンが第八年報の中で主張したことと、全く同趣旨である。

このようにして森は女子教育の重要性を早くから認識していたが、文相になるに及んでこの思いはますます強まり、各地での教育巡視の際、しばしば女子教育と女教師の重要性を力説した。「教育の根本は女子教育にあり」と

は、森の口癖であったが、その意図するところは、次の三
点であった。第一は女子は将来の妻及び母であり、殊に母
として次代を担う子供への影響が甚大であること、第二に
女子は天然の教師であり、教育事業の最良の担い手に適し
ていること、第三は以上の役割を通して国運や文明の進歩
に直接大きな影響を有すということである。この三点を如
実に明言したのが、明治二十一年東京高等女学校での卒業
祝辞の次の二節である「……教育ノ要如何ヲ問ヘバ、女子
教育ハ男子教育ニ比シテ更ニ重ンズベキモノアリ、蓋し賢
良ナル女子ニ非サレバ賢良ナル慈母タルヲ得ズ、而シテ人
ノ性質ヲ賢愚何レニ赴カシムルハ概シテ慈母之を養育スル
如何ニ帰ス、女子ハ実ニ天然ノ教員ナリ、天然ノ教員タル
女子ノ教育ニシテ充分ナラザル間ハ不具ナル教育タルハ言
ヲ俟タザルナリ、若シ女子ニシテ母タラザルモ妻タラン、
妻タラザルモ女子トシテ社会ニ列シ国家ノ一部ヲ為スモノ
ナリ、而シテ其母タリ妻タリ又ハ一女子タルニ拘ハラズ、
女子ノ風采行為ハ全社会に影響ヲ有スル至強至大ナルモノ
ニシテ、其教育進歩セザレバ國家全体ノ文明ハ決シテ望ミ
得ベキモノニ非ラザルナリ」。

（註83）

教师ニ比シテ大ニ優ル所アル」と考え、「……(女子ハ) 天然
ノ教員ニシテ適當ノ資格ヲ得ルニ至レハ教育ノ全勝ヲ制シ
タルモノナリ」とい、さらに「女子教育ハ教育上最モ緊
要ナルモノニシテ、女ハ教員、教員ハ女ナリト云フコトヲ
知ラザルベカラズ、随テ女子教育進歩セザレバ教育進歩セ
ザルノ理ヲ悟ラザルベカラズ」とまで断言しているのであ
る。森のこのような女子教育ないし女教師への甚大なる信
頼と期待は、当時の世間一般の低調な女子教育観と比べる
時、破格なものであり、むしろマンの思考に極めて近いと
いうべきであろう。

しかしながら、森とマンの女教師観の中で微妙な違いが
伺えるのは、国家意識との関係においてである。既述の如
くマンも女教師をして社会の純化・向上に役立せようと希
念していたが、国家の独立・安危と直接に結びつけてはい
ない。一方森は女子教育や女教師の重視も、凡て国家の独
立・安全・隆盛の為であった。「女教員ヲ養成スルニハ独
リ優美ヲ主トセズシテ国家ノ為メヲ思フ分子ヲ包含セシム
ル」要用ナリ、今国家ノ為メトシテ女教員養成ノ精神ヲ言
顕サンカ為メニ想像ノ例ヲ挙グレバ、母ガ孩兒ヲ養育スル
図、子ヲ教フル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別
ル、図、國難ニ際シテ子ノ勇戦スル図、子ノ戰死ノ報告母
ニ達スル図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲ルコト是ナリ、女子
教育ノ精神ハ此度ニ達セザル可ラズ、女子教育の挙否ハ男
子に対する森の大きな期待は、前述のマンの場合と全く
同じといつてよい。しかも本稿の主題である「教師」に限
つてみても、森はマンと同じく「児童ノ教育ハ、女教師ハ男

家ノ安危ニ関係ス、忘ル可カラズ」^(註87)まことに熾烈な国家意識である。さらに女教師達に対し「…教育ノ要点ナル國家ノ独立ト云フコトヲ其腦中ニ記憶シ以テ児童ヲ薰陶セザル可ラズ、サレバ女子ハ常ニ此精神ヲ以テ女子ト雖モ國家ノ為メニハ身命ヲ捨テザル可ラズトノ覺悟ヲナシ、而テ其引受ノ児童ニ對シテ國家ノ為メニハ命ヲ致タスノ義心ヲ養成セザル可ラズ」^(註88)と、彼女等に國家に献身する覚悟と共に、教導する児童達に対しても強烈な国家意識を植付けることを要求したのである。

(二) 教師現状及び教師養成について

(A) 教師の現状批判

前節で述べた如く、マン及び森の教師に期待したところは、まさに至大至重であつたが、現実の教師達は、それらの期待に応えるものであつたのだろうか。否であつた。

マンは第一年報中で、厳しい教師の現状批判を行なつてゐる。即ちマサチューセツツ州の一八二六年の法規によれば、教師たらんとする者は、その道徳的性格、知的資格及び学校管理能力が、学校委員会によつて、個人審査または他の方法で証明されねばならぬと定められているにかかわらず、事実は少なくとも $\frac{2}{3}$ の町で、その法規が殆んど空文化するか形骸化されている。何故なら審査に費用と時間がかかる為、税金が多く必要とされるのを嫌うからと指摘

し、さらに現状の教師の少なくとも半数は不適格者であるが、代りの良教師が得られないのは、教師の待遇の悪いことも一因であり、良教師は条件のよい私立校に先取りされてしまうからだと嘆いている。^(註89)教師の待遇の悪さについては、その後の年報でもしばしば論及されているが、第九年報では、教師の給与は商工業の主任や職工長等の $\frac{1}{2}$ であり、銀行員、保険会社員、工場監督、鉄道技師等の $\frac{1}{3}$ か $\frac{1}{4}$ に過ぎないと指摘し、木材やレンガや石を扱う人々の方が、精神を高め、情操を高尚にする為の人間形成の仕事にたずさわる人々より高給で報われる矛盾を鋭くつき、さらに医師や法律家とも比較して、もし医者の報酬が教師並みに低ければ医学は低下し荒廃しだらうし、また消失するかもしない財産の守護者(法律家)より、サビもせず盜まれもしない人格の形成者(教師)の方が報われるのは何故かと問いかけている。

しかしながら、他方、現状教師中で、教職訓練を受けている者は極めて少数であり、大部分は教職と無関係の農夫や職工から引き抜かれた若者達か、さもなくば大学教養課程の学生達であり、彼等の或る者達は契期終了時の給料のことしか念頭にないようだと慨嘆し、また「(多くの教師達は)彼等の職に欠くことの出来ない二つの必須条件、即ち開発対象としての人間精神についての知識と、その成長過程の諸能力を賢明に開発し且つ方向づけする為の最善の方

法についての知識の両方を欠いている」と指摘し、一八三八九年頃、教師の不適格性の故に崩壊し廃校となつたものが、年間三百〜四百校もあったと報じている。^(註94)

ただマンが唯一に高く評価し且つ期待したのが前節にも述べたところの女教師達であった。第九年報には、女教師の方が男教師より生徒扱いがうまく、不適格者も、より少なく、成功例が多いと報告しているが、同時に彼女等の待遇の悪さを指摘し、その改善を求めている。^(註95)

かくてマンは、既に第二年報の中で、少々の改善策よりも、師範学校(normal school)^(註96)の設立こそ必要であると主張したのである。

森有礼もまた、教師の現状に対し、強い不満を有したのである。文相就任間もない明治十九年六月、府県学務課長及び師範学校長等に対する演説中で、「従来小学校教員ノ状況ヲ聞クニ、到ル所皆多少ノ苦情アリテ、其苦情中、年令ノ若キトカ又ハ唯読書習字算術ヲ授クルノミニシテ其他ノ事ニ及バズトカ、最モ甚シキニ至テハ読書ノ如キハ素読ニ止マリ其意味ヲ了解スル能ハズ」^(註97)と述べ、普通教育の教師達の中に未熟者、不適格が多いことを指摘している。また翌二十年にも師範学校長等への説示中で「今ノ教員タル人ハ学問ハ即チ技芸ナリト心得、人物ノ如何ニハ差シテ頓着スルコトナク、歴史ナリ化学ナリヲ教フレバ其人ハ教員ナリト心得ルモノ多シ……今ノ教員ノ有様ヲ悪ク云ヘバ給

金ガ仕事ヲスルト云フベキノ趣アリテ一口ニ給金取ト云フノ外ニ見ヘズ」と、マンと同様な慨嘆をしている。^(註98)

さらに森は、マンと同じく、教師の待遇の悪さを指摘し、その改善を強く、地方当局に勧奨している。尤も、森は文教責任者となつた初期の頃は、むしろその自論たる「教育經濟主義」の立場から、出来るだけ少ない経費で出来るだけ大きな効果をあげることを企図し、明治十八年夏頃書かれたと推定される「教育經濟要項」中では、教師への給料も、府県教育税(公支)及び生徒授業料(私支)の両法から支弁し、その中、公支分は必ずしも金円でなく、物品、或は学校所属の畠地を貸与して教師に自費耕作させよなどと計画し、明治二十年二月、九州巡視中の演説でも、師範卒業生は優秀な者でも始めから重用せずに下級訓導として薄給を与えてテストせよと指示し、同年六月、宮城県での演説中でも、教員給料の多寡はその効驗をしらべた上で論ぜよと述べ、教員待遇はむしろ低く抑えようとしていた觀がある。それは当時の日本經濟の非常な不況下での已むない措置であつたのかもしれない。しかし、各地の巡視を続け、教師の実態を知るにつれて、森は教師の重責に報いるにあまりに低劣な待遇に同情と自責の念を持ちだしたと思えるのである。即ち明治二十年十一月の滋賀県での演説で、「俸給ニ至テハ甚タ薄ク、独身モノナレバ忍ブ所アル

ベキモ妻子アルモノハ殆ンド其子ノ養育ニ苦シミ堪ヘ難力ルベシ、此事ニ付テ余ハ実ニ苦心スト雖モ今日ノ勢劇カニ之ヲ厚クスル「能ハズ……諸君能ク此情ヲ余ト共ニシテ教員ヲ重セヨ」^(註103)と述べたが、これ以後の各地での演説中でも、しばしば同様の発言をしているのである。

(B) 教師養成実践について

マン及び森が期待した教師像と、現実の教師実態とのギャップは、当然のこととして彼等に教師養成問題への強い関心を持たせた。

マンの活躍したマサチューセッツ州においては、その植民の始から強い教育関心があり、また一六四二年及び一六四七年の学校法規によつて、公費による子弟教育も行なわれて来たのにかかわらず、不思議にも公立の教師養成機関がなかつたのである。その上、前項で述べた如く、教師資格の審査規則さえ空文化している実態に対し、マンは教師の資質訓練の不可欠を痛感し、その為何らかの養成機関が必要と考えるに至つたのである。一八三八年になされた「教授の必須条件としての特別の準備」と題する講演の中で「我々の学校をその要求する最高の状態にまで育成する為には、教師達が彼等の仕事に適任すべく、特別の学習と訓練の場が設けられねばなるまい」と人々に訴えたが、その時マンの頭中では、教師養成機関の形態は問題でなく、教

所謂師範学校 (normal school) でも、他のアカデミーやカレッジその他の特別学部でもかまわない、「私が主張するのは形態 (form) でなく実体 (substance) である」と述べている。

この教師養成プランは、教育委員会の他の委員達の関心をも集め、一八三八年三月十日付のマンの日記には、委員の一人のE・ドワイト氏から、その目的達成の為、立法府からも同額支出を条件に、一万ドルの資金を彼の責任において寄付することが申出されたことが、大きな期待を以て記され^(註104)、続いて三月十三日付日記では、マンが直ちに、この条件で教師養成の為、一万ドル支出を採決するよう、上院に請願書を提出したことが記されている。第二年報^(註105)には、この請願が一八三八年四月一九日に採択決議されたことが報告されているが、この決定に従つて、急速教育委員会では、州内に三ないし四校の師範学校を設立することが決められ、まず女教師養成学校設立から開始すること、次いで共学師範校を、反対のない地域から始めることが勧告された^(註106)。

師範学校設立候補地は各地から希望が出されたが、一八三八年十二月二十八日の教員委員会議において、最初の師範学校は、ミドルセックス郡のレキシントン (Lexington) に於いて女教師養成用として設立することが決定した。当

地の有志からの建物及び当面の維持費の寄付申出を勘考してのことであつた。^(註110)

師範学校の入学資格は女子は十六才以上（男子は十七才以上）、修学年限は原則として三ヵ年、但し当分の間入学者の実力次第では一ヵ年のコースで免状交付の便宜が用意された。学科課程は、普通学校一般の教科目と、付属モデル・スクールでの実習を伴う教授法、他に将来の必要に応じて補助学科、さらに各教派共通のキリスト教倫理原論及び聖書奉読が定められた。^(註111)

レキシントン師範学校は一八三九年七月三日、大雨の中を僅か三名の女生徒を以て開校されたが、翌年一月には二名、同年八月の第一学年終了時は一五名、同年十二月末には三四名と次第に増加し、また名校長サイラス・ピアスの実践窮行的指導の下に、同校の進歩は著しく、一八四一年の第四年報中で、既に同校卒業生達の大好評及び付属モodel校の近隣での大評判が報告されている。^(註112)

一八三九年九月にはサウスブリッジ郡のバーレ（Barre）に共学制の師範学校が開校し、最初は三九名の男女生徒であったが、翌四〇年末には四七名（男子二六名、女子二一名）となり、卒業生達は、明らかに教育の理論においても実践においても、他の大多数の一般教師より優れているこ

とが実証され、好評であると報告された。^(註113)

次いで一八四〇年九月、ブリッジウォーター（Bridge-water）に第三の師範学校が、やはり共学制で開校されたが、最初の生徒二八名中二一名は女子であり、その後も女学生徒が優勢であったが、前二校と同様、好評が報告されていいる。^(註114)

これら三州立師範学校は、はじめ三ヵ年間の実験期間として認められたのであったが、結果の好評により、一八四年、立法府より更に延長存在の為の経費支出が決定し、その後一部の私立校教師等からの反対運動もあったが、着々と成果をおさめ、第十年報では、師範学校卒業生の好評は直接・間接に他の教師達のレベル・アップをもたらし、一方では卒業生の名を騙る者さえ出現し、他方では私立カデミー等でも師範学校にならつて教育技術の教授を広告するものが多く現われたと報告しているが、やがて近隣の他の州へも波及し、師範学校設立運動を起こせるに至つたのである。

一方、森の場合は、彼が教育行政の責任者となつた時、既に師範学校組織は存在していた。明治四年設立された文部省は、教員養成の急務たることを認識し、明治五年四月、学制に先立つて「小学教導場建立の伺」をたてていたが、五年八月の「学制」においても師範学校設立は緊急策

とされ、事実同年五月には最初の師範学校である官立東京師範学校が設立されたし、その後各府県においても公立師範学校ないし簡易な教員養成所が次々に設立されていた。

従つて森の場合は、新しく師範学校を創設するという役割は無かつたのであるが、彼が期待する教師養成のため、師範学校の強化育成を実践したのである。

森は初代文相就任前に、既に明治十七年五月、文部省御用掛として、時の文部卿と並ぶ実権を持ち、明治十八年七月発表した「教育令に付意見」の中で、教育事業の経済主義、教員の気質精神の養練、学務從事者等の職分権力、及び上下関係等の方針を述べ、さらに小学校及び師範学校の

条令制定を最先に行なう意志を表明した。^{〔註121〕} 同年十二月伊藤博文内閣の初代文部大臣となり、翌十九年四月師範学校令公布、同五月尋常師範学校生徒募集規則及び卒業生服務規則、同十月高等師範学校生徒募集規則及び卒業生服務規則、同十二月尋常師範学校、尋常中学校、高等女学校教員免状規則等、次々に制定し、師範学校生及び卒業生の資格、義務、条件等を示したのである。これらの諸規則について詳述する余裕はないが、師範学校生徒及び卒業生等への国家ないし府県の管理体制の強化や人物への厳しい要求等が見られる。即ち、師範学校の官公立制、師範生徒の公費養成、師範生徒の推薦制や仮入学制、免許状の序列的等級制、教員の任期制、また師範生徒への「順良・信愛・

威重」の三氣質の要求等に如実に見られるのである。右の三氣質の問題については、前節の教師觀の中で既にふれたが、森はその求める三氣質養成の「道具責め」として、「兵式体操」の実施を師範学校に採用した。兵式体操については、明治十八年十二月、埼玉師範学校での演説中で詳しく説明し、森自身は軍人養成の為ではないと断りながらも、兵隊組織とその訓練方法が、最も適格に三氣質（森は従順・友情・威儀と称した）を養成し得ると説いたのであるが、^{〔註122〕} 後代、この兵式体操が「教練科」と発展し、軍国主義教育の一手段として利用されて行つたことは周知の通りである。

また森は師範生徒の「心術鍛錬法」として「秘密忠告法」なるものを推挙した。これは生徒達に一人ないし数人の交番制によつて他人の欠点を書面にて指摘・忠告させて生徒の心術を矯正させる法であるが、同時にこの忠告書面を月末に校長に提出し、生徒の人物査定の資料とさせようとするもので、さらに将来生徒の就職や免状交付時の査定資料にも供させるというものであつた。^{〔註123〕}

他に森が教師養成で実践したことの中重要なものは明治十八年八月、東京師範学校と東京女子師範学校を合併させ、翌年それを昇格させたこと及び府県立師範学校にも同様男子校と女子校を合併させたことである。これは「専ら

管理上と経済上の点より」と理由付けされているが、同時に

森は合併された東京師範学校を「実に教育の本山とも尊称して可なるべきなり。殊に女教員の養成に至ては、国家の根本を堅固にする諸業の中にて最重要なるものなれば、更に深く注意を加へざるべからず」^(註125)と述べており、森の意図は、合併することにより女子師範の実質的向上、充実を企てたのではないかと想像されるのである。蓋し当時の一般的風潮としては、女子教育は「女子校」である限り、低調な内容のままに位置づけられる傾向があったからである。現に、合併後の東京師範学校女子部及び高等師範学校に学んだ安井哲女史（東京女子大第二代学長）は、「（合併後は）教授方法も開発的となり、先生方も女生徒を男生徒と同様に扱われました」、また「（昇格後は）教育の程度も高まりまして……男女共学ではありませんでしたが、気分においてはそうしたやうな氣持で大いに緊張味を持つてをつた」と回顧しているのである。^(註126)マンはかつて、女子教育の水準を高めるには、共学にしてはじめて達成出来ると主張したが、^(註127)森もまた、女教師の水準を高めるために、共学とまではゆかぬまでも、それに近い雰囲気を準備することが必要と考え、管理及び経済上の利点とともに、師範学校の合併を断行したのではないだろうか。

以上、本稿においては、ホーレス・マンと森有礼を、彼らの「教師觀」及び「教師養成実踐」の面から比較したのであるが、それは当然のことながら、前篇で取上げた彼等の「庶民教育觀」に密接にかかわるものである。

前篇において見られた如く、マンと森はその庶民教育（普通教育）觀において、極めて類似の思考と共に、微妙な差異や、またかなり大きな隔りを感じさせたところ等があつたが、そのことは本稿の「教師觀」及び「教師養成実踐」においても同様に見られるることは、これまで記したことで明らかであろう。

マン及び森は、庶民教育が、人間形成及び社会・国家への影響の画面から至大至重であることを認識したがゆえに、彼等を教導すべき教師の重要さを特に痛感し、教師等の資質を、学力・人格とともに高め、彼等の職務を「聖職」と観じ、それへ献身すべしと期待したこと、また女性を天然の教師として彼女等に大きな期待を寄せたことは全く共通の考え方であった。しかしながら、より厳密に検討してみると時、マンは人物と学識を殆んど同格に置き、丁度無知が不道徳の母胎になる如く、知性は叡知と判断力を伴って高い道徳性に導くと考えていたのに對し、森はむしろ学識と人物とを切り離し、教師には学識よりもしろ人物第一主義

結

を期待した。

このことは職業観と待遇に対する両者の考え方の中にも

見られる。マンは教師職を他の如何なる職業よりも高く位置づけた、つまり世間一般に高く評価されている医師や法律家・銀行家等よりも高く見なし、従つて最高の待遇をせよ、と要求したのに対し、森は、大学及び高等中学出の、高級な学識を有し「後來日本ノ権力ヲ掌握スル」ところの「社会上流ノ仲間」と、「中学以下ノモノヲ教育スル」普通教育の教師とを分別し、教師達は「國家ノ土台下ニ埋立ル小石」に相当すると位置づけ、従つて教師達の低劣な待遇に同情はしながらも、或る程度の低待遇はやむを得ないと考えたのである。

このマンと森の思考の差異は、社会・国家認識において、さらに大きく隔つて来る。既に前篇においても述べた如く、マンの眼は対外的国家に対しても、国内的社会問題により強く向けられ、初期資本主義的産業の発展に伴う諸々の社会悪や矛盾を除去し、社会を純化・向上させるよう、児童の知性及び徳性を開発し、真理と義務を愛し、聖なるものを尊敬する「良き市民」を育てるなどを教師の任務と考えた。一方森の方は、国家の独立、安危、安全乃至富国強兵が最大の関心事であり、教師の役割も、児童生徒達にこの国家意識を熾烈に植え込むことを第一とさせ、また教師自身にも国家意識を強固に有することを最優先的に

要求したのである。またこのことは女教師の場合にも同様であった。

このような両者の違いは、両者が生存した時代の差と共に、社会構造の根本的差違が生み出したものと考えられる。即ち、マンが生きたアメリカ合衆国は、原則的には、自由平等の市民達の連帯によって支えられるべき、自治的共和制社会リヨコ社会であったのに対し、森が活動した社会は、明治維新直後の富国強兵政策に支えられた絶対制的な天皇制中央集権国家リタテ社会であったからである。また個人的にも、マンは貧しい家庭の出身であり、青年期から苦学力行、常に貧しい庶民への愛情こめた連帯の中で、仕事をすすめて来たのに対し、森は封建社会の最高階層たる士身分に生れ、その天成の英才を以て、常に選ばれたエリート・コースを歩み、遂に中央政府の最高文教責任者として権力の中枢に存在したという両者の違いが、彼等の庶民觀ないし教師觀及び教師養成実践の上で、一方では多くの共通点を有しながら、他方で微妙な或はかなり大きな差違となつて現われて来たものと思われる。

ところで、マン及び森が共に強く主張した教師の「聖職」意識は、その後の歴史の中で、必ずしも彼等が期待した如き方向をとらなかつた。マンは、彼自身しばしば称せられた「キリストの使徒」の如き、庶民大衆に対する溢れるような愛情と、清廉謹直の性情、さらに「不死鳥の魂」^(註128)

を以て献身した教育事業への使命觀等、あれに彼自らが

「聖職」の「生きた手本」であり、彼が「聖職」を口にする時、そこにはいかかの嘘も誇張も偽善もなかつたと信じられるのであるが、後代になつても教師待遇はマンが期待したようには改善されず、従つて教師職は有能な男性達から嫌悪され、マンが理解した意味とは違つた意味で、つまりその低廉性の故に多くの女教師が採用されるといふ現象を生み出し、今日に至るまで、普通教育の教師職は社会的地位も待遇も低く、「聖職」理念と実態の間に大きなギャップを生じてゐるのである。

他方、森の場合も、彼自身青年期既に教育事業の重要性に開眼し、その豪直清廉な気性とともに、強烈な自信と誇を以て、教育事業に決死の挺身をなしたのであり、彼が「聖職」意識を養練する最善策として、師範生徒等に要求した「従順・友情・威儀」（師範学校令中では順良・信愛・威重）の三氣質も、序列秩序の尊重や命令一服従等のタチ社会的倫理觀であるにせよ、当初、そこには卑屈や偽善の意味は無かつたのであるが、後代これも教師待遇の低劣が、社会的地位の低さと相俟つて、所謂「師範タイプ」と称される如き性質、即ち唐沢氏の指摘するごとく、長所としては真面目、着実、親切等があるが、他方短所として卑屈、偽善、表裏性、内向性等が見られる一種独特のタイプを形成して、森が期待した「聖職」理念と実態の間に大き

な隔差が生じてしまつたのである。

(註1)、(註2) 森有礼自著の英文小論文 “Religious Freedom in Japan”—明治文化全集第十卷 (宗教篇) p.10。又は森有礼全集第一卷 p.291〔注以後引用又は参照する際は森有礼関係資料で、森有礼全集に収録されないもの等、繁雑を避けるため、森有礼全集のみの頁を記す。また原文は出来るだけそのまま用いたが、若干通用漢字に直したことを記し、読み易いよう必要な翻訳を加えた。〕

(註3)、(註4)、(註5) First Annual Report of the

Board of Education (1838) p.58, p.28, p.28.

(註6)、(註7) ibid. p.58.

(註8) ibid. p.63.

(註9) ibid. p.60.

(註10)、(註11)、(註12)、(註13)、(註14)、(註15) Fourth Annual Report of the Board of Education pp.48-50; pp.50-53; pp.53-56; pp.56-57; pp.57-60; p.60.

(註16) 森有礼全集第一卷 p.481.

(註17) 前掲書 p.590. 並、文中「骨髓」ハアヘガ、日本語ハ之介編纂の「文部大臣森子爵之教育意見」(p.165)の廿七は「骨髓」となつており、文意からみて「骨髓」が正しい。森有礼全集中のものは誤植と思われる。

(註18)、(註19)、(註20) これらも明治二十年滋賀県での演説

—森有礼全集第一卷 p.574.

(註21) 同年大阪での演説—前掲書 p.579.

(註22) 同年第一地方府県師範学校長への訓示—前掲書 p.522.

(註23) 同年石川県での演説—前掲書 pp.558-9. 他に富山や福井での演説—前掲書 p.563, p.568.

(註24) 同年富山での演説—前掲書 p.563.

(註25) 明治十八年埼玉師範での演説—前掲書 p.482.

(註26) 明治二十年煙井の演説—演説書 p.568.

(註27) 同年兵庫での演説—演説書 p.585.

(註28) 明治十八年埼玉監督学校での演説—演説書 pp.483-4.

(註29) 前項の演説 p.485.

(註30) Mary Peabody Mann: *Life of Horace Mann* pp. 79-81.

(註31) ibid. p.80.

(註32) ibid. p.85.

(註33) First Annual Report p.63.

(註34) Second Annual Report p.28.

(註35) Fourth Annual Report p.44.

(註36) Fifth Annual Report p.120.

(註37) (註38) Seventh Annual Report p.129, p.132.

(註39) Eighth Annual Report p.62 及る Twelfth Annual Report p.22.

(註40) (註41) (註42) (註43) (註44) Ninth Annual Report p.31, p.48, p.82, pp.33-4, p.33.

(註45) 森有礼全集第1卷 p.214.

(註46) 明治二十年富山での演説—森有礼全集第1卷 p.563.

(註47) 明治二十年和歌山での演説—前掲書 p.582. 同様の趣

のいふを京都での説示してこゝへ—前掲書。 p.591.

(註48) 同年兵庫での演説—前掲書 p.585.

(註49) 同年和歌山での演説—前掲書—p.582.

(註50) 同年福井での演説—前掲書 p.569.

(註51) (註52) 明治二十年富城県での演説—前掲書 p.537.

(註53) 同年但馬での演説—前掲書 p.527.

(註54) 同年高城県での演説—前掲書—p.537.

(註55) (註56) 同年京都府での演説—前掲書 p.591. 同様趣
のいふを殿安興じて「文部省—演説書 p.596.

(註57) 「文部省—演説」 第1回 pp.70-71.

(註58) Seventh Annual Report p.183.

(註59) Twelfth Annual Report p.119.

(註60) ibid. p.121.

(註61) First Annual Report p.59, Seventh Annual Report pp.170-1, Twelfth Annual Report. p.117.

(註62) 明治二十年煙井の演説—森有礼全集第1卷 pp.549-550. 同上

（註63）（註64）（註65）（註66） Twelfth Annual Report p.89, p.85, p.86, p.89.

(註67) 明治二十年煙井の演説—森有礼全集第1卷 p.549. 他より同様趣旨の演説が同年の同様のものに對する際の異
方差視の際もむねにてある。—前掲書 p.539, pp.660-1.

(註68) 國議案—前掲書 pp.345-346.

(註69) 明治十八年埼玉師範学校での演説—前掲書 p.486.

(註70) 明治二十年大阪での演説—前掲書 p.579.

(註71) 明治二十年和歌山や京都での演説で教育の輸出品を抱

く覚悟を求めた—前掲書 p.582, p.591.

(註72) 明治二十二年一月二十一日直轄学校長等の演説—前
掲書 p.663. 同様趣旨を同年二月五日(死後一週間前)府
県事務課長等が訓示してある。—前掲書 p.674.

(註73) 「文部省—演説」 第1回中。

(註74) Second Annual Report p.12.

(註75) (註6) Fourth Annual Report p.45, pp.45-46.

(註76) Eighth Annual Report pp.60-61.

(註77) Ninth Annual Report pp.34-35.

(註78) Twelfth Annual Report p.22.

(註79) J.E. Morgan: "Horace Mann at Antioch" p.574.

— "Few Thoughts on the Powers and Duties of

Woman" もう。

(註8) 「教説録」川口一森柳井金集録 1冊 pp.244-247.

記録書 p.626.

(註9) 二十世紀初頭の演説—記録書 p.590.

(註10) 四年川上川の演説—記録書 p.586.

(註11) 四年川上川の演説—記録書 p.601.

(註12) 四年川上川の演説—記録書 p.594. 四年川上川の演説—
記録書 pp.611-2.

(註13) 奥羽五県学事記録書 p.659.

(註14) (註15) (註16) First Annual Report pp.28-31,
pp.60-61, p.53.

(註17) Ninth Annual Report pp.31-32.

(註18) First Annual Report p.63.

(註19) Second Annual Report p.28.

(註20) 緑ヶ丘高等女学校の母子、「大正元年春に至りて同校が開
校せしめられた」とある。—Eighth Annual Report
p.67.

(註21) Ninth Annual Report pp.34-36.

(註22) Second Annual Report p.32.

(註23) 森柳井金集録 1冊 p.488, p.491.

(註24) 前掲書 pp.522-3.

(註25) 前掲書 p.357.

(註26) 前掲書 pp.496-7.

(註27) 前掲書 p.539.

(註28) 前掲書 p.574. 四年川上川の演説—大坂、兵庫、原郡、敷知、
第11号方等の演説の跡の演説—大正元年春に至りて同校が開
校せしめられた。Morgan: op. cit. p.363.

(註29) 一六四二年母の学校教規は、縣内所屬田村に於ける医
務付は、一六四七年の教規は人口五十五以上の方には初等
教育教師を、人口五十五以上の方にはクラーク・ベクール教師
を雇うことを義務化したのである。—H.S. Commager:

Documents of American History (ninth edition 1973)
pp. 28-9.

(註30) "Special Preparation, A Prerequisite of Teach-
ing"—Horace Mann: "Lectures and Annual Reports
on Education" (1867) p.103.

(註31) (註32) M.P. Mann: op. cit. pp.100-1, p.101.
(註32) (註33) (註34) (註35) Second Annual Report
p.7, pp.10-12, p.15, pp.15-16.

(註36) ハーバード—M.P. Mann: op. cit. p.116.

(註37) Third Annual Report p.6.

(註38) Fourth Annual Report p.4, pp.4-5.

(註39) Third Annual Report pp.6-7.

(註40) Fourth Annual Report p.5, pp.5-6.

(註41) Sixth Annual Report p.3.

(註42) Tenth Annual Report pp.72-3.

(註43) 森柳井金集録 1冊 pp.339-340.

(註44) 前掲書 pp.484-5.

(註45) 奥羽五県の演説—前掲書 pp.643-4.

(註46) (註47) 証範学校和洋之認可令編—前掲書 p.476.

(註47) 前掲書 pp.23-24.

(註48) J.E. Morgan: op. cit. pp.256-7.

(註49) ハーバードの死の一年春に至りてハーバード・カレッジの卒業式告示書、「不死鳥の標」をもつて教鞭回山の仕事を
に従事した。Morgan: op. cit. p.363.

(註50) 唐沢富太郎 = 「教師の歴史」 pp.55-6.